

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁運発第33号
平成31年2月21日
警察庁交通局運転免許課長

交通事故の被害者等による行政処分結果の問合せへの適切な対応について
交通死亡事故の遺族又は交通事故により重度後遺障害を受けた者及びその直
近の家族による加害者に対する行政処分結果についての問合せに対しては、下
記の基準により適切な対応を図られたい。

なお、本通達の発出に伴い、「交通事故の被害者等による行政処分結果の問
い合わせへの対応について」(平成12年10月16日付け警察庁丁運発第111号)は
廃止する。

記

1 対象

交通死亡事故の遺族又は交通事故により重度後遺障害を受けた者及びその
直近の家族(以下「遺族又は被害者等」という。)を対象とする。

2 回答内容

(1) 行政処分の内容

ア 行政処分(点数制度による処分に限る)を既に行っている場合

加害者に対する行政処分の内容(免許の取消し・効力の停止の別及び
停止の場合にはその日数)について、回答すること。

なお、当該処分が軽減を行ったことによるものである場合には、その
旨を付言すること。

また、免許の取消しの場合には、遺族又は被害者等から求めがあった
ときは、欠格期間についても回答すること。

イ 行政処分を行わないこととしている場合

加害者の運転免許が失効した(点数制度によらない処分によって運転
免許を取り消した場合を含む。)ことにより行政処分を行わないことと
した場合には、その旨を回答すること。

遺族又は被害者等から「加害者」とされている者に違反がないと判断
して行政処分をしないこととしている場合には、当該事故に関して、同

人に対する行政処分は行わない旨を回答すること。

ウ その他の場合

行政処分を行うかどうか未定の場合（行う予定で手続中である場合を含む。）には、結果がまだ出ていない旨を回答すること。

(2) 行政処分の理由

加害者に対する当該事故に基づく処分の基本量定について説明すること。

また、処分内容を説明する上で、当該事故自体の点数評価に加えて当該加害者の取消し歴、前歴及び累積点数を説明することが必要となる場合には、過去の取消しの有無、停止処分の前歴の回数及び累積点数自体を述べることは差し支えないが、その内容について述べることは適切でないので、原則として差し控えること。

なお、軽減を行った場合には、その理由について回答するものとするが、どの程度の詳細さで説明するかについては、個々の事案に応じて判断すること。

3 回答所属

加害者の住所地を管轄する都道府県警察（行政処分を行う権限を有する都道府県公安委員会の補佐機関）の行政処分担当課において回答すること。

ただし、当該事故を取り扱った警察署等（加害者の住所地を管轄する都道府県警察と異なる都道府県警察に属するものを含む。）を通じて照会を受けた場合は、照会を行った警察署等において回答することも差し支えない。

なお、行政処分担当課において申出人が遺族又は被害者等であることを容易に確認できない場合には、確認のため必要があるので、事故を取り扱った警察署等を通じて、回答することができる旨を教示すること。